

休眠預金等活用法 法律説明会（平成 29 年 3 月 13 日：東京会場）に  
おける主な御質問・御意見等

- 指定活用団体、資金分配団体の役割は何か。また、あえて段階を分けている理由は何か。
- 指定活用団体はどのような団体が指定されるのか。
- 資金分配団体の選定基準・方法はどのようなものか。
- 特定の分野に特化した法人格を持たないネットワークは、資金分配団体になり得ないのか。
- 資金分配団体が行う助成、貸付け、出資はどのように使い分けることが想定されているのか。
- 民間公益活動を行う団体の選定基準・方法はどのようなものか。
- 「公益に資する活動」の3分野<sup>（注）</sup>は狭いのではないか。
- 従来から行っている公益に資することを目的とした活動も支援対象としてほしい。
- 国際NGOの活動は支援対象となるのか。
- 休眠預金等交付金に係る資金の活用額はどのくらいか。多額の休眠預金を扱う力のある団体を育てるための長期的戦略が必要ではないか。
- 資金活用の評価はどのように行うのか。成果の評価は事業実施に至るまでの全プロセスにおいて求められるのか。
- どのように透明性を確保していくのか。
- 現場の実情に応じて機動的かつ柔軟にニーズを汲み取っていく仕組みをどのように構築していくのか。
- 本来、休眠預金等は預金者等に返されるものであり、休眠預金等について国民的な議論を喚起するためにも、広報にもっと注力すべきではないか。
- 地方の意見をどのように取り入れていくのか。

※下線は、法律説明会（平成 29 年 2 月 27 日：大阪会場）における御質問・御意見等と重複するものを示す。

（注）民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律

（公益に資する活動の定義等）

第十七条 前条第一項の「公益に資する活動」とは、次に掲げる活動をいう。

- 一 子ども及び若者の支援に係る活動
- 二 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
- 三 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動